



(技能実習計画についてのご案内)

○ 1号技能実習計画の認定申請は、令和9年2月までに行うよう
お願いします

※ 在留資格「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で上陸が許可されるのは、原則
として令和9年6月30日までです。

1号技能実習計画の認定申請は、令和9年3月31日まで可能ですが、令和9年3月以
降に計画の認定申請をされた場合、審査や入国するための手続きに時間を要し、令和
9年6月30日までに上陸許可を受けることができない可能性があります。

令和9年2月までに申請していただくか、育成就労制度のご利用をご検討ください。

○「技能実習制度の経過措置」について

令和9年4月1日以降も、次の要件に該当する方は、新規に技能実習を行うこと
又は次の段階に移行して技能実習を行うことができます。

(該当しない方は、技能実習を行うことができませんので、育成就労制度のご利用をご検討
ください。)

【1号技能実習】

令和9年3月31日までに認定申請をした技能実習計画に基づき、令和9年6月30日
までに技能実習を開始することができる実習生

【2号技能実習】

令和9年6月30日までに1号技能実習を開始している実習生



【3号技能実習】

令和9年4月1日時点で2号技能実習の実習を1年以上行っている実習生(※)

※詳細は以下のリーフレットをご覧ください。

①「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」

①



②「育成就労制度の施行に伴う技能実習2号から3号への移行について」

②



○注意事項

令和7年4月2日以降に新たに技能実習生として入国した方は、技能実習3号に
移行できない可能性がありますので、ご注意ください。

(その場合でも、条件を満たせば技能実習から特定技能1号に移行することが
できます。詳細は出入国在留管理庁ホームページの「特定技能制度」
のページをご覧ください。)

特定技能制度ホームページ

